



K P M G N e w s l e t t e r

KPMG Insight

Vol.

47

March
2021

Topic ③

令和元年改正会社法の施行始まる

～取締役の報酬決定方針の義務化、6月総会における開示拡充～

令和元年改正会社法の施行始まる

～取締役の報酬決定方針の義務化、6月総会における開示拡充～

あずさ監査法人

会計プラクティス部

和久 友子/パートナー・山田 桂子/マネジャー

2020年11月27日、令和元年会社法改正に伴う「会社法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年法務省令第52号)」(以下「改正省令」という)が公布されました。改正会社法の施行日と同様、株主総会資料の電子提供制度に関する改正規定を除き、2021年3月1日から施行されます。取締役の報酬等の決定方針として取締役会で決議すべき事項や施行日以後に付与する株式報酬等に関する株主総会の決議事項の改正、また、2021年3月期決算において対応が必要な事業報告における取締役等の報酬の開示の拡充等に対応するため、早急に準備を進める必要があります。

本稿は、こうした2021年3月1日より施行される会社法施行規則及び会社計算規則の主な改正の概要について解説します。また、必要に応じて本改正省令の基礎となる改正会社法の内容にも触れています。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

POINT 1

取締役の報酬等の内容の決定方針として取締役会で決議すべき事項を定める規定の新設や、株式報酬等に関する株主総会の決議事項の改正とともに、役員報酬や補償契約・役員等賠償責任保険契約等について株主総会参考書類及び事業報告における開示が大きく拡充されている。

POINT 2

取締役等の報酬として株式を無償交付する場合の株主資本等に関する規律、貸借対照表等における表示、注記の規律が新設されている。また、改正会社法において導入された新しい組織再編手法である株式交付について株主資本等に関する規律が新設されている。

POINT 3

改正省令の施行日は、原則として2021年3月1日である。株主総会参考書類及び事業報告について経過措置が設けられている。



和久 友子
Tomoko_Waku



山田 桂子
Katsurako_Yamada

① 取締役の報酬等

1. 取締役の報酬等の決定方針として決議すべき事項

改正会社法では、取締役の報酬等の内容に係る決定プロセスの透明性を向上させる観点から、指名委員会等設置会社ではない上場会社等の取締役会に対し、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定することを義務付けています(法361 VII)。具体的に決定すべき内容は、以下のとおりです(施規98の5)。

① 取締役の個人別の報酬の次の事項の決定に関する方針 (i) 業績連動報酬等がある場合、その業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数 (ii) 非金銭報酬等がある場合、その内容若しくは数又はその算定方法 (iii) その他の報酬の額又はその算定方法
② 個人別報酬等の種類(上記(i)～(iii))の割合
③ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法 (i) 全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合は、委任を受ける者、委任する権限の内容、権限が適切に行使されるための措置がある場合はその内容 (ii) (i) 以外
⑤ 上記のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

ここでは、報酬等を大きく3つのカテゴリ、すなわち、(i) 業績連動報酬等、(ii) 非金銭報酬等及び(iii) その他の報酬に分類し、それぞれ決定すべき方針の内容が定められています。

報酬等がどのカテゴリに該当するかは、報酬等の内容に応じて個別に判断します。

仮に、業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれにも該当する報酬等の場合(たとえば、業績指標に応じた個数のストックオプションを報酬として付与する場合)、上記①(i)(ii)のいずれも決定すべき方針の内容となります。

上記③「取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針」には、たとえば、在任中に定期的に支払うか、退職慰労金等として退任後に支払うかなどの点についての方針が含まれると考えられます。また、④(i)「全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合」の規定は、実務で広く行われている代表取締役等への委任(いわゆる再一任)を想定した規定であり、再一任するかどうか、任意の報酬委員会を設置するかどうか等が含まれると考えられます。

当該規定に関しては経過措置が設けられていないため、施行日後、すみやかにこれらの決定方針を決定する必要があると考えられます。

2. 取締役等の報酬等として株式及び新株予約権等を交付する議案における決議事項の明確化

改正会社法では、取締役又は執行役の報酬等として株式若しくは新株予約権又はこれらと引換えにする払込みに充てるための金銭を付与する場合においては、既存の株主に持株比率の低下や希釈化の影響による経済的損失が生じる可能性があることから、付与の必要性を判断することができるように、定款又は株主総会の決議により法務省令で定める「一定の事項」を定めなければならないこととしています(法361I③～⑤、409III③～⑤)。

改正会社法施行規則では、当該議案に係る決議事項の具体的内容が明確化されています(施規98の2～98の4、111～111の3等)。

3. 事業報告における開示の拡充

(1) 会社役員の報酬等に関する事項

改正会社法施行規則では、取締役を含む会社役員の報酬等が適切なインセンティブを付与するものであるか否かを株主が判断することができるように、事業報告による開示の拡充が図られています。拡充された記載事項は以下のとおりです(施規121④、⑤の2～⑥の3)。

- | |
|--|
| ① 報酬等の額又は総額 |
| ② 業績連動報酬等に関する事項
— 業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由
— 業績連動報酬等の額又は数の算定方法
— 業績連動報酬等の算定に用いた業績指標に関する実績 |
| ③ 非金銭報酬等に関する事項
— 非金銭報酬等の内容 |
| ④ 定款又は株主総会の決議による定めに関する事項
— 決議等の日
— 当該定めの内容の概要
— 当該定めに係る会社役員の数 |
| ⑤ 取締役の報酬等の決定方針に関する事項*1
— 当該方針の決定の方法
— 当該方針の内容の概要
— 個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由 |
| ⑥ 会社役員の報酬等の決定に関する方針*2 |
| ⑦ 再一任に関する事項
— 委任を受けた者の氏名等
— 委任された権限の内容
— 委任した理由
— 委任された権限が適切に行使されるようにするために講じられた措置の内容 |

*1 取締役の報酬等の決定方針につき決定義務がある会社を対象

*2 取締役の報酬等の決定方針につき決定義務がある会社以外は省略可

上記①「報酬等の額又は総額」は、業績連動報酬等、非金銭報酬等及びそれら以外の報酬等に分けて記載することが求

められます。

上記②「業績連動報酬等の額又は数の算定方法」については、業績連動報酬等と業績指標との関連性等、業績連動報酬等の算定に関する考え方を株主が理解できる程度の記載が求められます。株主が開示された業績指標に関する実績等から業績連動報酬等の具体的な額又は数を検算にて導くことができるような記載が必ずしも求められるわけではありません。

同様に③「非金銭報酬等の内容」についても、非金銭報酬等によって会社役員に対し適切なインセンティブが付与されているかを株主が判断するために必要な程度で記載することが求められます。たとえば、非金銭報酬等に株式が含まれる場合には、当該株式の種類、数や当該株式を割り当てた際に付された条件の概要等を記載することが考えられます。

(2) 株式報酬等に関する事項

改正会社法施行規則では、当事業年度中に会社役員(会社役員であった者を含む)に対して職務執行の対価として交付した株式がある場合には、その数や交付を受けた人数を役員の区分ごとに記載す

ることが求められます(施規122I②)。

4. 金銭の払込みを要しない取締役等の株式報酬の株主資本変動額、貸借対照表の表示及び注記

改正会社法では、上場会社が取締役又は執行役の報酬等として株式を発行等する場合には、金銭の払込み等を要しないこととする定めが新設されました(法202の2)。

この改正会社法に基づく取締役の報酬等として株式を無償交付する取引については、その会計処理と開示を明らかにするため、2021年1月に企業会計基準委員会により実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等が公表されています。

改正会社計算規則では、この場合における株主資本変動額、貸借対照表の表示及び注記についての定めが新設されています。

(1) 株主資本変動額

取締役の報酬等として株式を無償交付する取引は、取締役等が株式会社に對

し役務を提供するタイミングが当該株式の割当日の後か前かによって、事前交付型と事後交付型の2つに類型化されており、会社計算規則において、株主資本変動額がそれぞれの場合に応じて規定されています。いずれも「取締役が提供した役務の公正な評価額」に基づき、株主資本変動額を算定することを共通のコンセプトとしています。

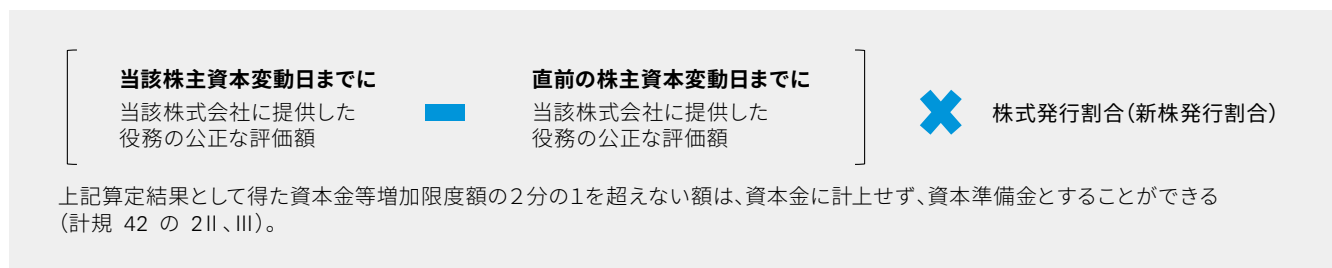
① 割当日後に役務を提供する場合(事前交付型)

割当日後にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供する場合、各事業年度の末日(株主資本変動日)において増加する資本金の額(資本金等増加限度額)は、図表1の算定式によって得た額となります。

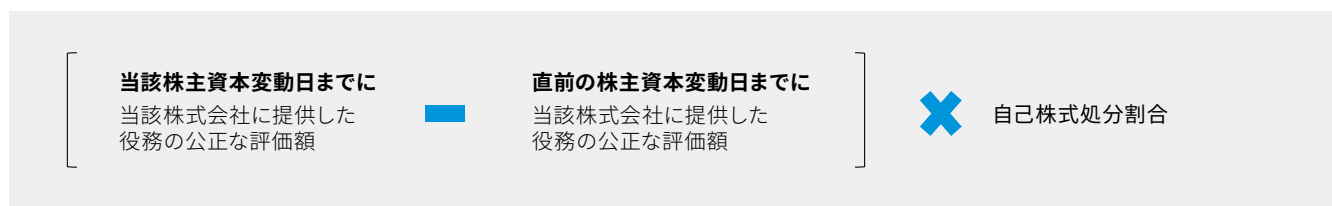
次に、自己株式の処分により行う場合は、当該株式の割当日において、処分する自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金の額から減ずるものとし(同条IV)、株主資本変動日において、図表2の算定式によって得た額につきその他資本剰余金の額を変動させます(同条V①)。

なお、当該取締役等が当該株式の割当

図表1 新株発行による場合の資本金等増加限度額



図表2 自己株式処分による場合の資本金等増加限度額



てを受けた際の契約に従って当該株式を当該株式会社に無償で譲り渡し、当該株式会社がこれを取得するときは、当該自己株式の処分に際して減少した自己株式の額を、増加すべき自己株式の額とします(同条VII)。

② 割当日前に役務を提供する場合(事後交付型)

割当日前にその職務執行として募集株式を対価とする役務を提供する場合には、当該役務の公正な評価額を、「株式引受権」として計上します(計規54の2I)。その後、実際に株式会社が取締役等に対して当該株式を割り当てた日において、新株発行の場合は、株式引受権の帳簿価額を減額し(同条II)、同額の資本金又は資本準備金を増加させます。自己株式を処分した場合は、処分する自己株式の帳簿価額との差額をその他資本剰余金とします(計規42の3I~III、IV)。

(2) 純資産の部の区分

貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の区分並びに株主資本等変動計算書及び連結株主資本等変動計算書の区分については、「評価・換算差額等」又は「その他の包括利益累計額」と「新株予約権」の間に株式引受権を表示することとされています(計規76I①ハ、②ハ、96II①ハ・②ハ)。

(3) 株主資本等変動計算書に関する注記

株主資本等変動計算書及び連結株主資本等変動計算書に関する注記として、「当該事業年度又は連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式数」を開示することとされています(計規105IV、106③)。

II 補償契約と役員等賠償責任保険契約

1. 補償契約

改正会社法では、役員等がその職務執行に関して法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用(防御費用)や、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合の損失(賠償金や和解金)の全部又は一部を株式会社が補償することを約する契約(補償契約)を役員等との間で締結することができるものとする規定が新設されています(法430の2)。このような補償契約には、役員等に対して適切なインセンティブを付与するという意義がある一方で、その内容によっては役員等の職務執行の適正性に影響を及ぼすおそれがあり、また典型的に利益相反の可能性も高いとされています。

(1) 株主総会参考書類の記載事項

改正会社法施行規則では、情報提供の観点から、役員等の選任議案における候補者と株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は締結する予定があるときは、株主総会参考書類に「当該契約の内容の概要」を記載しなければならないこととしています(施規74I⑤、74の3I⑦、75⑤、76I⑦、77⑥)。具体的に何を記載すべきかは、補償契約は多種多様なものが有り得るところ、各株式会社における個別具体的な事情に応じて判断すべきものとされていますが、このような趣旨を踏まえて、株主が当該契約の内容のうち重要な点を理解にすにあたり、必要な事項を記載することが求められると考えられます。

(2) 事業報告の記載事項

上述(1)と同様の観点から、事業報告において以下の情報開示が求められます(施規121③の2~③の4等)。

- ① 当該役員の氏名
- ② 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によって役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合はその内容を含む)
- ③ 補償契約に基づき、いわゆる防御費用を補償した場合において、当事業年度に当該役員等が職務の執行に関して法令に違反し又は責任を負うことを知ったときはその旨
- ④ 株式会社が役員に対して補償契約に基づき損害賠償金や和解金を補償した時はその旨及び補償金額

なお、公開会社と非公開会社では、記載対象の範囲が異なるため、留意が必要です。

2. 役員等賠償責任保険契約

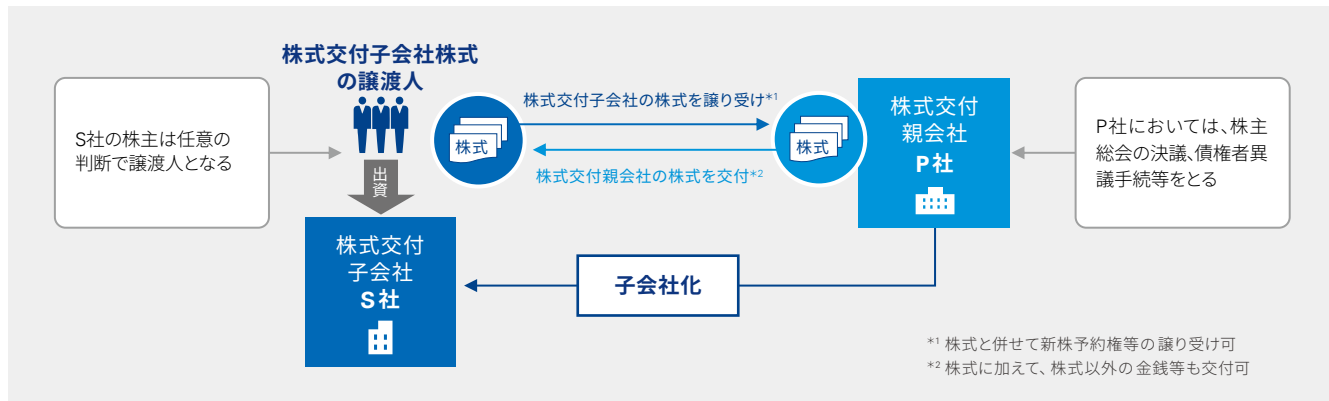
改正会社法では、役員等のために締結される保険契約(法430の3I)に関する規定が新設されました。いわゆるD&O保険やそれに準ずる保険に係る保険契約が該当することが想定されます。改正会社法施行規則では、これには該当しない保険契約を定める規定が新設されています(施規115の2)。

(1) 株主総会参考書類の記載事項

役員等賠償責任保険契約も1. 補償契約と同様、典型的に役員等の職務の執行の適正性に影響を与えるおそれがあること、利益相反性が高いこと等から、これらの契約の概要が株主にとって重要な情報であると考えられます。このため、改正会社法施行規則では、役員等の選任に関する議案を提出する場合において、候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は締結する予定があるときは、「当該契約の内容の概要」を記載することが求められます(施規74I⑥、74の3I⑧、75⑥、76I⑧、77⑦)。

どの程度の記載を要するかは、個別具体的な事情に応じて、株主が当該役員等賠償責任契約の内容のうち重要な点を

図表3 株式交付制度



出典：法務省民事局「会社法の一部を改正する法律の概要」に基づき、あずさ監査法人作成

理解するにあたり、必要な事項を記載することが求められると考えられます。

(2) 事業報告の記載事項

上述(1)と同様の観点から、事業報告において以下の情報開示が求められます(119②の2、121の2①等)。

- ① 被保険者の範囲
- ② 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - －被保険者の実質的な保険料負担割合
 - －填補対象となる保険事故の概要
 - －当該契約によって被保険者である役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合その内容

Ⅲ 社外取締役関係

1. 社外取締役の設置の義務付け

社外取締役は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を

行う等の役割を果たすことが期待されるものとして、改正会社法において上場会社等での設置が義務付けられました(法327の2)。

2. 株主総会参考書類の記載事項

株主総会参考書類においては、社外取締役による監督の実効性を担保するため、「社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」を記載することが義務付けられています(施規74IV③、74の3IV③)。これは、施行前の会社法施行規則の規定による記載に加え、株式会社が社外取締役候補者に対して、どのような視点から取締役の職務の執行の監督を期待しているかなど、当該社外取締役候補者にどのような役割を期待しているかをより具体的に記載することを要求するものです。

なお、上場会社等における社外取締役設置の義務化により、株主総会参考書類に「社外取締役を置くことが相当でない理由」を記載しなければならないこととする従前の規定(改正前の施規74の2)は削除されています。

3. 事業報告の記載事項

改正会社法施行規則では、事業報告において「社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」を記載することが求められます(施規124④ホ)。これは、社外取締役に期待される役割を当該社外取締役にどの程度果たしたかについて事後的に検証することができるようにすることにより、社外取締役による監督の実効性を担保することを狙ったものです。

なお、2. 株主総会参考書類の記載事項と同様に、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を記載しなければならないこととする従前の規定(改正前の施規124II、III)は削除されています。

Ⅳ 株式交付

1. 株式交付とは

改正会社法では組織再編の新たな手法として株式交付制度が新設されています(法2⑩の2、法774の2～774の11、816の2～816の10等)。株式交付とは、株式交付親会社(図表3のP社)が株式交付子会社(S社)を子会社化するために、S社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対し

図表4 株式交付親会社の会計処理と株主資本変動額

企業結合会計基準等における分類	会計処理	株主資本等変動額	適用条文
取得(逆取得を除く)	パーチェス法 (時価処理)	吸収型再編対価時価又は株式交付子会社の株式及び新株予約権等の時価を基礎として算定する方法	39の21①
共通支配下の取引 (子会社間での株式交付)	簿価処理	株式交付子会社の財産の株式交付直前の帳簿価額を基礎として算定する方法	39の21②
共通支配下の取引 (子会社株式の追加取得)	時価処理	吸収型再編対価時価又は株式交付子会社の株式及び新株予約権等の時価を基礎として算定する方法	
共同支配企業の形成	共通支配下の取引と同じ	共通支配下の取引と同じ	39の21③
逆取得			

て当該株式の対価としてP社の株式を交付するものです。

ここでの「子会社化」とは、自己及び子会社と合わせて議決権の50%超を保有することにより子会社化しようとする場合に限られます(施規4の2)。会計上の実質支配力基準に基づくものではありません。実質支配力基準によると判断の余地があり、当初子会社化できると企図していても、株式交付の効力発生日が到来した時に、子会社と判断されず、株式交付の要件を満たさないこととなると、法律関係が混乱するおそれがあります。このため、株式交付をする前に客観的かつ形式的な基準により判断できるように議決権基準が採用されています。

2. 株式交付における株主資本等の計算等

会社計算規則においては、この株式交付制度の新設に伴い、以下のような改正が行われています。

- 株式交付における株主資本等の計算
- のれん・株式に係る特別勘定に関する規定
- 株式交付が無効とされた場合等における資本金の額の増減
- その他所要の規定の整備

(1) 株主資本等の計算

株式交付の会計処理は、吸収合併や株式交換と同様に、「企業結合に関する会計基準」(以下「企業結合基準」という)によることになると考えられます。会社計算規則においては、株式交付を「吸収型再編」の1つとして捉え、株式交換の規定を参考とした規律が設けられています。図表4は、会社計算規則における株式交付の親会社の会計処理と変動する株主資本等変動額を示したものです。

(2) のれん・株式に係る特別勘定に関する規定

株式交付について、適正な額ののれんを計上することができるものとするための改正が行われています(計規112III⑥)。株式交付においては、株式交付親会社においてパーチェス法に基づく場合にのれんが計上されることはなく、のれんが計上されるのは株式交付子会社の株式を財産の帳簿価額を基礎として算定する方法、すなわち簿価処理をする場合かつその対価も株式交付親会社株式以外の現物である場合に、その差額を資産として計上する場合に限られるものと考えられます(負債としてののれんは零)。

株式に係る特別勘定についても、適正な額を負債に計上することが認められます(計規12)。これも簿価処理をする場合において、株主資本相当額がマイナスである

ために株式の帳簿価額がマイナスになるときに生じるものであり、当該規定によりマイナスの額を「組織再編により生じた株式の特別勘定」として負債に計上することを認めるものと考えられます(企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第226項参照)。

V 親子会社関係

上場子会社における少数株主保護の議論等を踏まえ、親会社を有する株式会社における情報開示を充実する改正が行われています。まず、株主総会参考書類において、取締役及び監査役選任議案の候補者が親会社等との関係者であるときの記載事項の対象期間を過去5年から10年に拡大されています(施規74III③、IV⑦ロハ、74の3III③、IV⑦ロハ、76III③、IV⑥ロハ)。

また、事業報告においては、親会社を有する株式会社は当該親会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在するときは、その内容の概要を記載することが求められます(施規120I⑦)。

図表5 株主総会参考書類に係る経過措置

経過措置	
①	<p>社外取締役候補者が果たすことが期待される役割の概要、報酬等が相当である理由(附則2IX)</p> <p>施行日前に招集手続が開始された株主総会に係る株主総会参考書類については、適用されない</p>
②	<p>補償契約及び役員等賠償責任保険契約(附則2VI)</p> <p>施行日前に締結される契約については、適用されない</p>
③	<p>取締役等候補者と親会社等の関係についての記載拡充(附則2VII)</p> <p>施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会に係る株主総会参考書類については適用されない</p>
④	<p>社外取締役を置くことが相当でない理由(附則2VII)</p> <p>施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会に係る株主総会参考書類については記載が必要</p>

図表6 事業報告に係る経過措置

経過措置	
①	<p>親会社との間の重要な財務及び事業の方針に関する契約等に関する事項、会社役員の報酬等に関する事項、社外役員が期待される役割に関して行った職務に関する事項(附則2XI前段)</p> <p>施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る事業報告については適用されない</p>
②	<p>補償契約及び役員等賠償責任保険契約(附則2X)</p> <p>施行日前に締結される契約については、適用されない</p>
③	<p>社外取締役を置くことが相当でない理由(附則2XI後段)</p> <p>施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る事業報告については記載が必要</p>

VI 経過措置

取締役の報酬等の内容の決定方針として取締役会で決議すべき事項や、株式報酬等に関する株主総会の決議事項の改正、会社計算規則の改正等については特段の経過措置はありません。

他方、株主総会参考書類及び事業報告に関する改正は、図表5、図表6に示す経過措置が設けられています。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
 和久友子／パートナー
 山田桂子／マネジャー

☎ 03-3548-5125 (代表電話)
 ✉ tomoko.waku@jp.kpmg.com
 ✉ katsurako.yamada@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.